ＴＺ0544058	2008. 02. 14	2011. 05. 27
ＴＺ0558956	2008. 03. 28	2011. 05. 09
ＴＺ0577871	2008. 07. 24	2011. 05. 07
ＴＺ0581306	2008. 08. 07	2011. 05. 11
ＴＺ0584734	2008. 10. 10	2011. 05. 18
ＴＺ0587319	2008. 08. 19	2011. 05. 13
ＴＺ0591878	2008. 10. 03	2011. 05. 26
ＴＺ0592193	2008. 10. 31	2011. 05. 24
ＴＺ0595255	2008. 10. 27	2011. 05. 16
ＴＺ0616064	2008. 11. 10	2011. 05. 12
ＴＺ0624188	2009. 01. 10	2011. 05. 31
ＴＺ0633669	2009. 02. 26	2011. 05. 09
ＴＺ0640018	2009. 04. 07	2011. 05. 17
ＴＺ0644112	2009. 04. 20	2011. 05. 06
ＴＺ0646736	2009. 05. 25	2011. 05. 26
ＴＺ0654024	2009. 07. 15	2011. 05. 25
ＴＺ0656258	2009. 07. 16	2011. 05. 19
ＴＺ0669510	2009. 08. 26	2011. 05. 10
ＴＺ0669900	2009. 08. 24	2011. 05. 13
ＴＺ0670715	2009. 08. 25	2011. 05. 26
ＴＺ0670968	2009. 07. 31	2011. 05. 13
ＴＺ0679140	2009. 10. 14	2011. 05. 31
ＴＺ0680711	2009. 09. 18	2011. 05. 16
ＴＺ0681519	2009. 11. 19	2011. 05. 16
ＴＺ0692026	2009. 12. 23	2011. 05. 30
ＴＺ0694409	2010. 02. 04	2011. 05. 21
ＴＺ0702272	2010. 02. 12	2011. 05. 06
ＴＺ0704504	2010. 04. 05	2011. 05. 20
ＴＺ0705453	2010. 03. 09	2011. 05. 09
ＴＺ0709187	2010. 03. 30	2011. 05. 03
ＴＺ0714332	2010. 06. 25	2011. 05. 25
ＴＺ0722361	2011. 05. 10	2011. 05. 17
ＴＺ0734056	2010. 09. 13	2011. 05. 20
ＴＺ0736270	2010. 09. 09	2011. 05. 10
ＴＺ0743545	2011. 02. 21	2011. 05. 30
ＴＺ0744278	2011. 01. 24	2011. 05. 09
ＴＺ0747709	2010. 11. 25	2011. 05. 11
ＴＺ0751372	2011. 02. 18	2011. 05. 27
ＴＺ0753556	2011. 01. 04	2011. 05. 30
ＴＺ6103774	2005. 06. 24	2011. 05. 26
ＴＺ6111035	2001. 11. 06	2011. 05. 09
ＴＺ6117732	2002. 12. 18	2011. 05. 27

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第７３９号

神奈川県秦野市羽根42番地の６
債務者　永井　一弥
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙梨　陽輝
4　破産債権の届出期間　平成23年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３３８号

神奈川県南足柄市広町560番地２　シュテイルＥ202、旧住所東京都港区南麻布２丁目13番12号
債務者　前田　喬生
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町川　智康
4　破産債権の届出期間　平成23年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８号

北海道登別市登別東町４丁目10番地10
債務者　元山　晴雄
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　　拓
4　破産債権の届出期間　平成23年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６９号

北海道登別市登別東町４丁目10番地10
債務者　元山　眞澄
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　　拓
4　破産債権の届出期間　平成23年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４６６号

仙台市青葉区桜ケ丘２丁目14番22号
債務者　阿部　隆展
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号

福島市丸子字芳堀３番地の１
債務者　齋藤　正人
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８４１号

岡山市南区福田75番地１
債務者　大石　　修
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０号

岡山県倉敷市児島下の町６丁目11番22号　エーデルハイムエビス105号
債務者　尼﨑　幸子（旧姓三隅）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健三
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１号

秋田県北秋田市松葉町９番25号
債務者　三澤　澄子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２１８号

奈良県天理市杉本町176番地16
債務者　あ～とサービスこと　山本　　泰
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　茂久
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
奈良地方裁判所